

(様式第2号：立入調査結果通知書)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

実施機関の長

立入調査結果について（通知）

あなたの設置する（施設名）の運営状況等について、年 月 日に立入調査を実施したところですが、下記の事項については、児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので通知します。

なお、改善の状況等について、年 月 日までに、別紙改善指導措置状況報告書により回答願います。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

記

1 文書指導事項

2 口頭指導事項

(様式第2号の2：改善指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

実施機関の長

改善指導について（通知）

あなたの設置する（施設名）の運営状況等について、年 月 日付け
号により下記の事項について、児童福祉の観点から改善を要すると認め
られる旨の通知をしたところですが、改善が図られていない（回答がない）ため、
再度改善するよう通知します。

なお、改善の状況等について、年 月 日までに、別紙改善指導措置状況
報告書により回答願います。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく措置
をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

記

1 文書指導事項

2 口頭指導事項

(様式第2号の3：改善指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

実施機関の長

改善指導について（通知）

あなたの設置する（施設名）の運営状況等について、年 月 日付け
号及び 年 月 日付け 号により、下記の事項について
児童福祉の観点から改善を要すると認められる旨の通知をしたところですが、改
善が図られていない（回答がない）ため、再度改善するよう通知します。

なお、改善の状況等について、年 月 日までに、別紙改善指導措置状況
報告書により回答願います。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく改善
勧告、公表、事業停止又は施設閉鎖命令等の措置をとる場合があることをあらか
じめ申し添えます。

記

- 1 文書指導事項
- 2 口頭指導事項

(様式第4号：改善勧告)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

改善勧告

あなたの設置する（施設名）の運営状況等について、 月 日に立入調査を実施したところですが、下記の事項については、児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので、 月 日までに改善が図られるよう児童福祉法第59条第3項の規定に基づき勧告します。

なお、改善の状況について、同日までに（それまでに改善を行った場合は速やかに）、文書で回答願います。

おって、期日までに改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法第59条第4項の規定に基づく公表、同法第59条第5項の規定に基づく事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることがあることをあらかじめ申し添えます。

記

(改善すべき事項)

(様式第5号：事業停止命令)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

事業停止命令

あなたの設置する（施設名）については、児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、下記のとおり事業の停止を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、児童福祉法第61条の4の規定により、6月以下の懲役若しくは禁錮または50万円以下の罰金に処することがあります。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業停止期間
- 4 理由

この処分について不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

2 処分取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

なお、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第6号：施設閉鎖命令)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

施設閉鎖命令

あなたの設置する（施設名）については、児童福祉法第59条第5項の規定により、下記のとおり閉鎖を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、児童福祉法第61条の4の規定により、6月以下の懲役若しくは禁錮または50万円以下の罰金に処することがあります。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 理由

この処分について不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

2 処分取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

なお、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第7号：弁明の機会の付与)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

弁明書の提出について（通知）

あなたの設置する（施設名）については、年 月 日付けで改善勧告を発したにもかかわらず改善された事実がありません。

については、行政手続法に基づき、弁明の機会を付与しますので、弁明すべき事項があれば、下記により弁明書を 年 月 日までに当職あて提出して下さい。

記

- 1 予定される不利益処分
- 2 根拠条文
- 3 不利益処分の原因となる事実
- 4 弁明書の提出先
- 5 提出期限
年 月 日

(様式第 8 号)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

施設名
設置者氏名 様

静岡県知事 氏 名 印

あなたの設置（管理）する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明します。

施設の名称
施設の所在地
事業開始年月日 年 月 日
設置者
管理者（施設長）

立入調査実施日 年 月 日
証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第 59 条の 2 に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 静岡県（ 課）
（電話番号 ）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を返還すること。

(様式第8号の2)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

施設名
設置者氏名 様

静岡県知事 氏 名

あなたの設置（管理）する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に係るものに限る。））を満たしているため、その旨を証明します。

施設名称
施設の所在地
事業開始年月日 年 月 日
設置者
管理者（施設長）

立入調査実施日 年 月 日
証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 静岡県（ 課）
（電話番号 ）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を返還すること。

(様式第8号の3)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

施設名
設置者氏名 様

静岡県知事 氏 名

あなたの設置（管理）する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用しているものに限る。））を満たしているため、その旨を証明します。

施設の名称
施設の所在地
事業開始年月日
設置者
管理者（施設長）

年 月 日

立入調査実施日 年 月 日
証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 静岡県（ 課）
（電話番号 ）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を返還すること。

(様式第8号の4)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

施設名
設置者氏名 様

静岡県知事 氏 名

あなたの設置（管理）する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用していないものに限る。））を満たしているため、その旨を証明します。

施設の名称
施設の所在地
事業開始年月日
設置者
管理者（施設長）

年 月 日

立入調査実施日 年 月 日
証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 静岡県（ 課）
（電話番号 ）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を返還すること。

(様式第8号の5)

年 月 日

静岡県知事 氏 名

施 設 名
設置者氏名

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書再交付願

このことについて、下記のとおり紛失等をしたため再交付願います。

記

- 1 紛失等の年月日
- 2 紛失等の理由

(様式第9号)

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって知事が認可している認可保育所及び市町の長が認可している小規模保育事業等以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届出について（注1）

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に知事に対する届出が義務づけられています。県知事が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、御留意下さい。（児童福祉法第59条の2）

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の4）

3 サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等の書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

(1) サービス内容の掲示（児童福祉法第59条の2の2）（注2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約内容の書面等交付（児童福祉法第59条の2の4）（注3）

利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付することが必要です。

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、認可外保育施設指導要綱第6条第3項に規定する「認可外保育施設指導監督基準」（別紙）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 指導監督の趣旨

知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設を含む。）であっても、児童福祉法に基づき知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第7号）

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則規定の適用もあります。（児童福祉法第61条の4）

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにして下さい。

注1 以下のいずれかに該当する施設（ただし、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、指導監督の対象となります。

(1) 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。）

ア 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者

からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児。(例：デパート、自動車教習所、歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。)

イ 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象）

ウ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり

エ 一時預かり事業を行う施設

オ 病児保育事業を行う施設

カ 子育て支援援助活動支援事業の対象となる乳幼児の預り

キ 半年を限度として臨時に設置される施設

ク 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など在庫児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

掲示又は書面等交付事項一覧

(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設除く)

「○」：義務事項 「－」：義務規定なし

項目	注2 掲示事項	注3 書面等交付事項
設置者の氏名（名称）	○	○
設置者の住所（所在地）	－	○
施設の管理者の氏名	○	○
施設の管理者の住所	－	○
建物その他の設備の規模及び構造	○	－
施設の名称及び所在地	○	○
事業開始日	○	－
開所時間	○	－
提供するサービス内容とその料金 (掲示事項にあつては、直近の変更の内容及びその理由も記載)	○	○
入所（利用）定員	○	－
保育士その他の職員の配置又はその予定	○	－
設置者及び職員に対する研修の受講状況（児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）に限る。）	○	－
保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	○	○
提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容	○	○
利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	－	○
緊急時等における対応方法	○	－
非常災害対策	○	－
虐待の防止のための措置に関する事項	○	－

【様式例 掲載アドレス】

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/ninkagaitachiiri.html>

提示又は書面等交付事項一覧

(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る)

「○」：義務事項 「－」：義務規定なし

項目	注2 提示事項	注3 書面等交付事項
設置者の氏名（名称）	○	○
設置者の住所（所在地）	－	○
事業所の管理者の氏名	○	○
事業所の管理者の住所	－	○
事業所の名称及び所在地	○	○
事業開始日	○	－
保育提供可能時間	○	－
提供するサービス内容とその料金 （提示事項にあっては、直近の変更の内容及びその理由も記載）	○	○
利用定員	○	－
保育士その他の職員の配置又はその予定 （複数の保育従事者を雇用しているものに限る）	○	－
設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況 （複数の保育従事者を雇用していないものに限る）	○	－
設置者及び職員に対する研修の受講状況	○	－
保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	○	○
提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 （提携している場合）	○	○
利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先（複数の保育従事者を雇用しているものに限る）	－	○
利用者からの苦情を受け付ける連絡先 （複数の保育従事者を雇用していないものに限る）	－	○
緊急時等における対応方法	○	－
非常災害対策	○	－
虐待の防止のための措置に関する事項	○	－

【様式例 掲載アドレス】

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/ninkagaitachiiri.html>

(様式第 10 号：届出指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届け出について（通知）

あなたの設置する（施設名）については、 年 月 日に立入調査を実施したところ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に基づき、設置開設に係る届け出をする必要があるので、別紙により 年 月 日までに届け出されるよう通知します。

なお、 年 月 日までに届け出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、児童福祉法の規定に基づく措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

（参考）児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 4

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 10 号の 2 : 届出指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届出について (通知)

あなたの設置する(施設名)については、年 月 日付け 第 号により、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 59 条の 2 第 1 項に基づく、設置開設に係る届出について通知したところではありますが、いまだに届出がなされておられません。

つきましては、別紙により至急届出をして下さい。

なお、年 月 日までに届出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、児童福祉法の規定に基づく措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

(参考) 児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの(第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者は、その事業の開始の日(第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日)から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 4

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 10 号の 3 : 届出指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届け出について (通知)

あなたの設置する (施設名) については、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条の 2 第 1 項に基づく、設置開設に係る届け出について 年 月 日付け 第 号及び 年 月 日付け 第 号により通知したところではありますが、いずれも期限までに届け出が行われませんでした。

つきましては、年 月 日までに最終的に届け出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、児童福祉法第 62 条の 2 の規定に基づき、過料事件として管轄する裁判所に通知させていただくこととなるのでお知らせします。

(参考) 児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設 (少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。) であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。) については、その施設の設置者は、その事業の開始の日 (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日) から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 4

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 10 号の 4 : 届出指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届出事項の訂正について (通知)

あなたの設置する(施設名)については、 年 月 日に立入調査を実施したところ、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 59 条の 2 第 1 項に基づく認可外保育施設設置届の届出事項の内容を訂正する必要があるので、別紙により 年 月 日までに訂正されるよう通知します。

なお、 年 月 日までに訂正が行われない場合は、児童福祉法の規定に基づく措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

(参考) 児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの(第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者は、その事業の開始の日(第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日)から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 4

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 10 号の 5 : 届出指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届出事項の訂正について (通知)

あなたの設置する(施設名)については、年 月 日付け 第 号により、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 59 条の 2 第 1 項に基づく認可外保育施設設置届の届出事項の訂正について通知したところですが、いまだに訂正が行われておりません。

つきましては、別紙により至急訂正を行って下さい。

なお、年 月 日までに訂正が行われない場合は、児童福祉法の規定に基づく措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

(参考) 児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの(第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者は、その事業の開始の日(第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日)から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 4

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 10 号の 6 : 届出指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届出事項の訂正について (通知)

あなたの設置する (施設名) については、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条の 2 第 1 項に基づく認可外保育施設設置届の届出事項の訂正について 年 月 日付け 第 号及び 年 月 日付け 第 号により通知したところではありますが、いずれも期限までに訂正が行われませんでした。

つきましては、年 月 日までに最終的に訂正が行われない場合は、児童福祉法第 62 条の 4 の規定に基づき、過料事件として管轄する裁判所に通知させていただくこととなるのでお知らせします。

(参考) 児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設 (少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。) であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。) については、その施設の設置者は、その事業の開始の日 (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日) から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 4

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 11 号：過料事件通知書)

第 号
年 月 日

地方裁判所 宛

静岡県知事 氏 名

過料事件について（通知）

下記の者については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に違反しており、法第 62 条の 4 に基づき、50 万円以下の過料に処すべきものと認められるので、関係書類を添えて通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 違反者（施設の設置者）氏名及び現住所
- 3 事件の概要
- 4 添付書類
 - ・当該施設に対する届出指導通知の写し
 - ・当該施設に対する立入調査調書（被通知人の弁解内容を含む）
 - ・当該施設の登記簿謄本の写し
 - ・違反者の住民票の写し
 - ・その他証拠となる書類

(様式第 12 号)

認可外保育施設一覧

施設 種別	施設名	施設の所在地	設置者名	開所時間				入所 定員	届出日	証明書		
				月～金曜	土曜日	日曜日	祝祭日			交付日	再交付日	返還日

※ 証明書交付日及び返還日は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という）の交付、返還の日を示す。

※ 証明書再交付日は、施設が証明書を紛失等した際、再交付した日を示す。